

## 裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間未利用地となっている土地の活用を促すことにより定住人口の増加と秩序ある市街地の形成を図るため、宅地開発が可能となる土地に道路を整備する民間事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、裾野市補助金等交付規則（昭和47年裾野市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項の規定による開発行為のうち、法第29条の規定による開発行為の許可を受けたものをいう
- (2) 民間事業者 民営で宅地開発事業を行う者をいう。
- (3) 開発道路 開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内に整備する道路をいう。
- (4) 接続道路 開発道路に接続する開発区域外道路をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる道路は、市街化区域内で新たに一戸建て住宅の用に供する目的で行われる開発行為において整備される道路のうち、次の各号のすべてに該当する道路とする。

- (1) 新設又は拡幅される開発道路又は接続道路
- (2) 道路構造について、裾野市道認定基準等に関する要綱（平成20年裾野市告示第6号）第5条に適合する道路
- (3) 裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱に適合する道路

2 補助の対象者は、前項の規定に定める道路を整備した民間事業者とする。ただし、裾野市宅地分譲事業補助金交付要綱（平成24年裾野市告示第44号）の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助の対象としない。

### (補助金の交付額)

第4条 補助額は、新設される開発道路又は拡幅される道路の拡幅部分の用地面積に1平方メートル当たり7,500円を乗じて得た額とし、500万円を上限とする。ただし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の申請)

第5条 この要綱により補助を受けようとする民間事業者（以下「申請者」という。）は、法第29条の規定による開発行為の許可を受けた日から起算して30日以内に、裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 開発行為許可書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(標識の設置)

第7条 補助金の交付決定を受けた民間事業者（以下「補助金交付決定者」という。）は、前条の規定による補助金交付決定を受けた日から起算して30日以内に、開発区域の見やすい場所に標識（様式第4号）を掲示しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付決定変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書に記載した施行区域、区画数、区画の形状及び道路の形状を変更しようとする場合
- (2) 交付申請の額を変更しようとする場合

2 前項の規定による変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書類
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

3 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、  
適当と認めるときは、裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付変更承認通知書（様  
式第6号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第9条 補助金交付決定者は、当該事業を廃止しようとするときは、裾野市開発行為  
に伴う道路整備補助金交付廃止届申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了）

第10条 補助金交付決定者は、法第36条第2項の規定による工事完了の検査済み  
証の交付を受けた日から起算して30日以内に、裾野市開発行為に伴う道路整備補  
助金交付完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しな  
ければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定による報告を受けたときは、同項の規定による完了実績報告書  
及びその他関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、裾  
野市開発行為に伴う道路整備補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助金交  
付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金交付決定者は、補助金を請求するときは、裾野市開発行為に伴う道  
路整備補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助の取消し等）

第12条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助  
金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定時又は変更承認時の計画と著しく出来形が相違するとき。
- (3) 第6条の規定により付した条件に従わないとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付を取り消した場合において、既に

補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- 2 前条の規定により補助金の交付の取消しを受けた者は、取消しを受けた事業について、改めてこの要綱の規定による補助事業の申請を行うことができないものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、平成34年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。